明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（地域支援室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官）

第五十一条　産業連携・地域支援課に、地域支援室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

２・３　［略］

４　大学技術移転推進専門官は、大学、高等専門学校若しくは大学共同利用機関が民間事業者等と共同して、又はその委託を受けて行う研究その他の科学技術に関する研究開発又は学術研究に関し、これらの者の間の連携及び協力の推進に関する専門的事項の調査、指導及び助言に当たる。

５　［略］

（企画官、学術国際交流専門官及び国際研究専門官）

第五十二条　科学技術・学術政策局に、企画官、学術国際交流専門官及び国際研究専門官それぞれ一人を置く。

２　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

３　学術国際交流専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学術の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

４　国際研究専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち科学技術及び学術に係る国際的な研究活動に関する専門的事項に関するものについての企画及び立案に関するものを助ける。

（国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官）

第七十六条　国際課に、国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

２・３　［略］

（企画官並びに感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官）

第八十条　企画調整課に、企画官、感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官それぞれ一人を置く。

２　［略］

３　感染症対策専門官は、文化施設における感染症のまん延の防止のための対策に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

４～６　［略］

（大学技術移転推進室並びに地域支援室及び研究交流管理官）

第五十一条　産業連携・地域支援課に、大学技術移転推進室及び地域支援室並びに研究交流管理官一人を置く。

２　大学技術移転推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学、高等専門学校若しくは大学共同利用機関が民間事業者等と共同して、又はその委託を受けて行う研究その他の科学技術に関する研究開発又は学術研究に関し、これらの者の間の連携及び協力の推進に関する企画及び立案並びに連絡調整に関すること。

二　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の施行に関すること。

３　大学技術移転推進室に、室長及び大学技術移転推進専門官一人を置く。

４　大学技術移転推進専門官は、大学、高等専門学校若しくは大学共同利用機関が民間事業者等と共同して、又はその委託を受けて行う研究その他の科学技術に関する研究開発又は学術研究に関し、これらの者の間の連携及び協力の推進に関する専門的事項の調査、指導及び助言に当たる。

５・６　［同上］

［項を加える。］

７　［同上］

第五十二条　削除

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（外国調査官、国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官）

第七十六条　国際課に、外国調査官、国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官それぞれ一人を置く。

２　外国調査官は、外国のスポーツ事情に関する調査、研究及び助言に当たる。

３・４　［同上］

（企画官並びに美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官）

第八十条　企画調整課に、企画官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

［項を加える。］

３～５　［同上］